

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録手続きの流れ

介護職員等がたんの吸引等を行うためには、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）に基づき、研修の受講や、都道府県から認定特定行為業務従事者の認定を受けること及び、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）として登録を行うことが必要です。

申請の準備について

- ◆登録事業者となるには、たんの吸引等を実施する介護職員等が喀痰吸引等研修を受講した上で、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けていること、医療や看護との連携により安全確保が図られていること等、一定の登録条件（登録基準）を満たしていることが必要です。
- ◆申請書様式等は、東京都福祉保健局のホームページからダウンロードをお願いします。

手続きの流れについて

※登録申請から通知までは概ね1～2ヶ月程度かかります。

1. 登録申請（郵送）

【申請書郵送先】〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当

- ◆事前相談等で来庁する場合は、あらかじめ電話等で予約をお願いします。（予約せずに来庁された場合は、当日の予約状況等により受付できない場合があります。）

2. 申請書類受理及び審査

- ◆受付時に提出された申請書類等の記載事項等に不備がなければ、基本的に提出を受け付けます。ただし、不備があった場合は、再度提出をお願いすることになります。
- ◆申請書を受理した後に、登録適合要件を満たしているか等、具体的な審査を行います。審査の課程で不明な点があった場合は、担当者より事業者の方に確認等の問い合わせを行う場合があります。

3. 登録及び通知等

- ◆登録について
原則各月1日付けで登録します。
- ◆通知について
登録した事業者には、法人宛てに「登録通知書」を発行します。通知の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

※東京都で登録した事業者の情報は、東京都福祉保健局のホームページに掲載します。